令和４年６月30日作成

ひたちなか市健康応援サポーター登録要項

１　目的

　ひたちなか元気アップポイント事業実施要綱第11条の規定に基づき，同要綱第10条に規定する記念品について，寄付やオリジナル商品開発など本市が実施する元気アップポイント事業に協賛可能な店舗等（以下「健康応援サポーター」という。）の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

２　ひたちなか市健康応援サポーターの定義

　ひたちなか市健康応援サポーター（以下,「サポーター」という。）とは，元気アップポイント事業の趣旨や目的に賛同し，元気アップポイント事業に特典を提供する飲食店や店舗，運動施設，公園施設，その他の企業等をいうものとする。

３　登録対象

　登録の対象となる企業等は次のとおりとする。

（1）市内に所在する飲食店，商店，スーパーマーケット等

（2）市内に所在する運動施設，公園施設等

（3）市の取り組みに賛同する企業等

４　登録要件

　元気アップポイント事業に特典を提供すること。

　例）・健康づくりに関連した商品を協賛すること。

　　　・減塩など健康に配慮したオリジナルのメニューや商品を提供すること。

５　登録の申請

　健康応援サポーターの登録を受けようとする企業等は，ひたちなか市健康応援サポーター登録申請書（以下,「登録申請書」という。）をひたちなか市健康推進課に提出するものとする。

６　登録の決定

　審査の結果，登録が相当と認められた場合は，登録申請書を受理し，サポーターに登録するものとする。

７　登録事項の変更

　サポーターは，登録申請書の登録事項に変更が生じた場合は，変更内容を記載した登録申請書を提出するなど、速やかに変更内容を健康推進課に届け出るものとする。

8　登録の辞退

　サポーターは登録の辞退を希望する場合又は営業を終了する場合は，速やかにその旨を健康推進課に届け出るものとする。

9　登録の取り消し

　市は，サポーターが次のいずれかに該当する場合は，登録を取り消すことができるものとする。

(1) 登録対象又は登録要件に適合しなくなった場合
(2) 登録辞退の届出があった場合
(3) 改正健康増進法及び食品衛生法等の関係法令に違反した場合
(4) 市民の信用及び健康づくりのイメージを著しく失墜させる行為を行った場合
(5) その他登録を取り消すべく重大な事由が生じたとき

10　サポーターの取り組み

(1) サポーターは，この要項を遵守すること
(2) 市民の健康づくりを応援すること
(3) 市の取り組みに協力すること
(4) 従業員の健康づくりに取り組むこと
(5) 従業員に対し，年に１回，健康診査の受診を奨励すること。また，健診の結果，特定保健指導に該当した場合には，特定保健指導を受け，生活習慣等の改善に取り組むこと